

研究上の不正への対応に関する規程

平成19年 3月29日 規程第1号
改正 平成27年 4月 1日 規程第20号
改正 平成29年11月27日 規程第18号
改正 平成30年 3月27日 規程第11号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人土木研究所（以下「研究所」という。）において、研究上の不正への対応について必要な事項を定めることにより、研究所の研究倫理の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 研究上の不正 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等のねつ造、改ざん、盗用をいう。
- 二 ねつ造 存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。
- 三 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。
- 四 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。
- 五 配分機関 競争的資金の制度を運営し、競争的資金を研究所又は役員及び職員（非常勤職員も含む。以下、同じ）に配分する機関
- 六 競争的資金 配分機関が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金

(適用)

第3条 この規程は、研究所が自ら行う研究業務に適用する。ただし、他の研究機関に研究委託を行ったときに研究上の不正の疑いが生じた場合など、この規程によりがたい場合には、その研究機関に対してこの規程に準じた同様の対応を要請するものとする。

(研究倫理統括監)

第4条 研究所に、研究倫理統括監を置く。

- 2 研究倫理統括監は、国立研究開発法人土木研究所における役員の事務分掌等に関する規程（平成27年規程18号）第4条に規定する理事をもって充てる。
- 3 研究倫理統括監は、研究上の不正の防止に関して必要な指導及び体制の整備を行う。

(研究倫理教育)

第5条 研究倫理統括監は、役員及び職員のうち必要な者に対して一定期間毎に研究倫理教育を履修させなければならない。

- 2 研究所において研究に従事する者は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。

(研究データの保存・管理)

第6条 役員及び職員は、別に定める手続きに基づいて承認され、かつ公表された研究成果については、別表1に定める期間内において、研究データを厳格に保存・管理しなければならない。

2 役員及び職員は、研究倫理統括監から研究データの提出や開示の要請があれば、従わなければならない。

(研究上の不正の疑いの申し立て)

第7条 研究所の業務に係る研究上の不正があると思料する者は、研究所の役員及び職員も、またそれ以外の者も、申立書(別紙様式1)、電話、FAX、電子メール、面談により、第7項に定める受付窓口申し立てを行うことができる(以下、申し立てを行った者を「申立人」という)。ただし、悪意を持って他人を陥れることを目的として申し立てを行ってはならない。

2 申し立ての内容は、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されていなければならない。

3 申し立ては原則として、顕名のもを受け付ける。匿名による申し立てがあった場合、受付窓口は申し立ての内容に応じ、顕名の申し立てがあった場合に準じた取扱いをすることができる。

4 第1項において、受付窓口が受け付けたか否かを申立人が知り得ない方法による申し立てがなされ、かつ申し立ての内容が第2項を満足する場合は、受付窓口は申立人に、申し立てを受け付けたことを通知する。

5 受付窓口は、申し立ての意思を明示しない相談を受けた場合、その内容に応じ、申し立てに準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、当該相談者に対して申し立ての意思があるか否か確認する。

6 受付窓口は、第1項、第4項および第5項において、第2項および第3項の内容を満足する場合には、研究倫理統括監に申し立ての報告を行う。なお、第5項において、申し立ての意思表示がなされない場合、研究倫理統括監に申し立ての報告を行うことができる。

7 受付窓口はつくば中央研究所等においては、企画部研究企画課、寒地土木研究所においては企画室に設置する。

8 前項に規定する受付窓口の他、必要に応じて外部有識者による通報窓口を設置することができる。

(予備調査委員会の設置等)

第8条 研究倫理統括監は、前条第6項の報告があったときには、予備調査委員会を設置する。また、研究倫理統括監は、前条第6項の報告がなくても、以下の各号のいずれかを満足し、かつ不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的合理的理由、これらのすべてが示されている場合には、予備調査委員会を設置することができる。

一 学会等の科学コミュニティや報道により特定不正行為の疑いが指摘された場合

二 役員および職員に対して、特定不正行為の疑いがインターネット上に掲載されていることを確認した場合

2 予備調査委員会は、第12条に規定する調査(以下「本調査」という。)の必要性の有無を判断するための調査(以下「予備調査」という。)を行う。

3 予備調査委員会は、委員長及び委員若干名から組織する。委員は、研究調整監、地質監、耐震総括研究監、総務部長、企画部長、管理部長、技術推進本部長、技術開発調整監、研究グループ長、耐震研究監、特別研究監、地質研究監のうちから研究倫理統括監が指名する。なお、つくば中央研究所等に係る事案についての予備調査委員会には総務部長及び企画部長を、寒地土木研究所に係る事案についての予備調査委員会には研究調整監(寒地土木研究所)及び管理部長を含めて指名するものとする。ただし、申立人及び申し立ての対象となった者(以下「被申立人」という。)は委員になることができない。

- 4 委員長は、委員の中から研究倫理統括監が指名する。
- 5 予備調査委員会の事務は、研究倫理統括監が指名した者が行う。

(予備調査の通知等)

第9条 研究倫理統括監は、予備調査委員会を設置したときは、申立人及び被申立人に対し、予備調査の開始並びに予備調査委員会の委員長及び委員の所属及び氏名を通知する。

- 2 申立人及び被申立人は、前項の規定により通知を受けた委員長又は委員の指名に異議があるときは、前項の通知を受けた日から7日以内に異議申立書（別紙様式2-1）により研究倫理統括監に異議を申し立てることができる。
- 3 研究倫理統括監は、前項の規定による異議の申し立てを受けたときは、その内容を審査し、その結果を前項の異議申し立てを行った者に、異議申立書を受領した日から7日以内に通知する。
- 4 研究倫理統括監は、前項の規定による異議の申し立ての内容が妥当と判断したときには、異議の対象となった委員長又は委員以外の者から、再度委員長又は委員の任命を行う。

(予備調査)

第10条 委員長は、前条第2項に規定する期間を経過したときは、直ちに予備調査委員会を招集し、予備調査を開始しなければならない。

- 2 予備調査委員会は、被申立人の弁明を聞くことができる。
- 3 予備調査は、次の各号の調査を行う。
 - 一 申し立ての際に示された特定不正行為が行われた可能性
 - 二 申し立ての際に示された科学的な合理性のある理由の論理性
 - 三 申し立ての際に示された事案に係る研究活動の公表から告発までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについての合理的な保存期間、又は被申立人が所属する研究機関が定める保存期間を超えるか否かなど告発内容の合理性、調査可能性
- 4 予備調査委員会は、予備調査を開始した日から原則として45日以内に予備調査を終了し、その結果を書面（別紙様式3-1）にて申立人及び被申立人に通知するものとする。
- 5 申立人及び被申立人は、前項の規定により通知された予備調査の結果に不服があるときは、その予備調査結果が通知された日から15日以内に不服申立書（別紙様式4-1）により委員長に不服を申し立てることができる。
- 6 予備調査委員会は、予備調査を開始した日から原則として60日以内に予備調査の概要、本調査の必要性の有無及びその根拠等を記載した予備調査結果報告書を研究倫理統括監に提出しなければならない。前項の規定により不服の申し立てがあったときは、不服申立書を併せて提出するものとする。

(予備調査結果の報告)

第11条 研究倫理統括監は、前条第6項の規定による予備調査委員会から本調査の必要性があるとの報告を受けたときは、速やかに理事長へ報告する。

- 2 研究倫理統括監は、前条第6項の規定による予備調査委員会から本調査の必要性がないとの報告を受けたときは、その旨を予備調査に関係した全ての者に通知するものとする。この場合、予備調査委員会の事務を担当した者は、その事案に係る配分機関及び申立人の求めに応じて開示するために、予備調査等に係る資料は予備調査が完了した日から10年間保存するものとする。

(調査委員会の設置等)

第12条 理事長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会は、申し立ての内容について、研究上の不正の有無の認定を行い、研究上の不正があると認定したときは、当該不正に関わる者の特定及び不正の範囲の把握等を行う。
- 3 調査委員会は、委員長及び委員若干名から組織するものとし、委員長を含む委員の半数以上は、研究所に属さない外部有識者（以下、「外部有識者」という。）で構成されなければならない。また、委員長および全ての委員は申立人、被申立人と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 4 委員長を含む委員の内、前項に示す外部有識者については、理事長が委嘱した者とする。外部有識者以外の委員については、理事長が役員及び職員のうちから任命する者とする。この場合において理事長は、研究倫理統括監を委員長又は委員に任命することができる。
- 5 調査委員会の事務は、委員長又は委員に任命された以外の者から理事長が指名した者が行う。

（調査の通知等）

- 第13条 理事長は、調査委員会を設置したときは、申立人及び被申立人に対し、調査の開始並びに調査委員会の委員長及び全ての委員の氏名及び所属を通知する。
- 2 申立人及び被申立人は、前項の規定により通知を受けた委員長又は委員の任命に異議があるときは、前項の通知を受けた日から7日以内に異議申立書（別紙様式2-2）により理事長に異議を申し立てることができる。
 - 3 理事長は、前項の規定による異議の申し立てを受けたときは、その内容を審査し、その結果を前項の異議申立を行った者に7日以内に通知する。
 - 4 理事長は、前項の規定による異議の申し立ての内容が妥当と判断したときには、異議の対象となった委員長又は委員以外の者から、再度委員長又は委員の任命を行う。

（本調査）

- 第14条 委員長は、前条第2項に規定する期間を経過したときは、直ちに調査委員会を招集し、本調査の実施の決定があった日から起算して原則30日以内に調査を開始しなければならない。また、調査委員会は調査を行うことを決定した場合は申立人および被申立人に、本調査を行うことを通知するとともに、理事長に報告する。理事長は、調査委員会からの報告内容を配分機関および所管官庁に報告する。
- 2 調査委員会は、被申立人の弁明を聞くことができる。
 - 3 調査委員会は、役員および職員に対して、証拠となるような資料等の保全するための必要な措置をとる。
 - 4 調査委員会は、申し立てがなされた不正行為が行われた可能性を調査するため、又は調査委員会が再実験などにより再現性を示すことを被申立人に求める場合、又は被申立人自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し研究所により合理的に必要と判断される範囲内において、これを行う。その際、調査委員会の指導・監督の下に行うこととする。
 - 5 理事長は、調査の終了前において、配分機関もしくは所管官庁から調査の中間報告の提出について要請があった場合は、その要請に応じる。また、調査委員会は研究所が実施する調査の中間報告の提出に協力しなければならない

（不正行為の有無の認定）

- 第15条 調査委員会は、調査を開始した日から原則として150日以内に調査を終了し、次の各号に係るすべての内容を認定する。
- 一 研究上の不正の有無およびその認定根拠
 - 二 被申立人の不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割

三 不正行為が行われなかったと認定される場合は、申立人の悪意に基づく申し立ての有無及びその認定根拠

- 2 調査委員会は前項第三号を認定するに当たっては、申立人に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 調査委員会は、第1項第二号において、被申立人の説明及びその他の証拠によって、もしくは第6条に示す研究データの不存在によって不正行為であるとの疑いが覆されないときは、不正行為と認定する。
- 4 調査委員会は、被申立人の不正行為と認定した場合は本調査結果や認定根拠等を示した調査結果報告書を理事長に提出するとともに、第1項各号に示す内容を書面（別紙様式3-2）にて申立人及び申立人の所属機関並びに被申立人に通知するものとする。理事長は、配分機関および所管官庁に調査結果を報告する。
- 5 調査委員会は、申立人の悪意に基づく申し立てと認定した場合は本調査結果や認定根拠等を示した調査結果報告書を理事長に提出するとともに、第1項各号に示す内容を書面（別紙様式3-2）にて申立人及び申立人の所属機関並びに被申立人及び被申立人の所属機関に通知するものとする。理事長は、配分機関および所管官庁に調査結果を報告する。
- 6 理事長は、配分機関もしくは所管官庁から調査結果報告書の提出について要請があった場合は、その要請に応じる。

（不正行為と認定された被申立人の不服申し立て）

- 第16条 不正行為と認定された被申立人は、前条第4項の規定により通知された調査の結果に不服があるときは、その調査結果が通知された日から15日以内に不服申立書（別紙様式4-2）により委員長に不服を申し立てることができる。ただし、その期間内であっても同一理由による不服申し立てを繰り返すことはできない。
- 2 調査委員会は被申立人から不服申し立てがあった場合には申立人に通知するとともに、理事長に報告する。理事長は、調査委員会からの報告内容を配分機関および所管官庁に報告する。また、調査委員会は被申立人から不服申し立てがなかった場合は、その結果を申立人に通知するとともに、理事長に報告する。
 - 3 調査委員会は、不正行為があったと認定された場合に係る被申立人による不服申し立てについて、不服申し立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定し、申立人に通知するとともに、理事長に報告する。再調査を実施する場合には、理事長は、調査委員会からの報告内容を配分機関および所管官庁に報告する。
 - 4 調査委員会は、不正行為があったと認定された場合に係る被申立人による不服申し立てについて、再調査を行うまでもなく、不服申し立てを却下すべきものと決定した場合には、その決定を申立人及び被申立人に通知するとともに、理事長に報告する。理事長は、調査委員会からの報告内容を配分機関および所管官庁に報告する。
 - 5 調査委員会は再調査の実施を決定した場合には、速やかに再調査を開始する。その際、不服申し立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、理事長は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に再調査を担当させることができる。ただし、理事長が当該不服申し立てについて調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
 - 6 調査委員会は、再調査を行う決定を行った場合には、被申立人に対し先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合、調査委員会は、その決定を申立人及び被申立人に通知するとともに、理事長に報告する。理事長は、配分機関及び所管官庁に再調査の打ち切りを報告する。
 - 7 調査委員会は、再調査を開始してから原則として50日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その再調査結果を理事長に報告する。調査委員会は、先の調査結果を覆すことと判断した場合は、不正行為

の有無の認定を改めて行った上で、理事長に報告する。理事長は再調査結果を申立人及び被申立人に通知する。また、理事長は、配分機関および所管官庁に再調査結果を報告する。

(悪意に基づく申し立てと認定された申立人の不服申し立て)

- 第17条 悪意に基づく申し立てと認定された申立人は、第15条第5項の規定により開示された調査の結果に不服があるときは、その調査結果が通知された日から15日以内に不服申立書(別紙様式4-2)により委員長に不服を申し立てることができる。ただし、その期間内であっても同一理由による不服申し立てを繰り返すことはできない。
- 2 調査委員会は申立人から不服申し立てがあった場合には申立人の所属機関及び被申立人に通知するとともに、理事長に報告する。理事長は調査委員会の報告内容を配分機関および所管官庁に報告する。また、調査委員会は申立人から不服申し立てがなかった場合は、その結果を理事長に報告する。
 - 3 調査委員会は悪意に基づく申し立てと認定された場合に係る申立人による不服申し立てについて、不服申し立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定し、被申立人に通知するとともに、理事長に報告する。再調査を実施する場合には、理事長は、調査委員会からの報告内容を配分機関および所管官庁に報告する。
 - 4 調査委員会は、悪意に基づく申し立てと認定された場合に係る申立人による不服申し立てについて、再調査を行うまでもなく、不服申し立てを却下すべきものと決定した場合には、その決定を申立人に通知するとともに、理事長に報告する。理事長は、調査委員会からの報告内容を配分機関および所管官庁に報告する。
 - 5 調査委員会は再調査の実施を決定した場合には、速やかに再調査を開始する。その際、不服申し立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、理事長は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に再調査を担当させることができる。ただし、理事長が当該不服申し立てについて調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
 - 6 調査委員会は、再調査を行う決定を行った場合には、被申立人に対し先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合、調査委員会は、その決定を申立人及び被申立人に通知するとともに、理事長に報告する。理事長は、配分機関及び所管官庁に再調査の打ち切りを報告する。
 - 7 再調査を開始してから原則として30日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その再調査結果を理事長に報告する。理事長は再調査結果を申立人に通知する。また、理事長は、配分機関および所管官庁に再調査結果を報告する。

(措置)

- 第18条 理事長は、第16条第2項、第4項および第7項による報告に基づき、被申立人による研究上の不正があったと認められたときは、次の各号を含む調査の概要等を公表し、かつ当該不正に関わる者の処分及び当該不正に係る研究成果物等の修正・取下げ等、関係機関等への周知、再発防止策の整備等の必要な措置を講ずる。
- 一 研究上の不正行為に関与した者の氏名・所属
 - 二 研究上の不正行為の内容
 - 三 研究所が公表時までに行った措置の内容
 - 四 調査委員会委員の氏名・所属
 - 五 調査の方法・手順
- 2 理事長は、前条第2項、第4項および第7項の規定による報告に基づき、申立人が悪意に基づいた申し立てを行ったと認められるときは、次の各号を含む調査の概要等を公表し、かつ申立人の処分等必要な措置を講ずる。

- 一 申立人の氏名・所属
 - 二 悪意に基づく告発と認定した理由
 - 三 調査委員会委員の氏名・所属
 - 四 調査の方法・手順
- 3 理事長は、第15条第5項の規定による報告に基づき、被申立人による研究上の不正もしくは申立人が悪意を持って他人を陥れることを目的とした申し立てのいずれも認められない場合は、調査委員会に対して委員会の一定期間の休止を要請するとともに、研究倫理統括監に対して一定期間の経過観察を指示する。また、理事長は調査委員会の休止ならびに経過観察の実施を指示したことについて、被申立人および申立人に通知するとともに、配分機関および所管官庁に報告する。

(申立人、被申立人に不利益をもたらす行為の禁止)

第19条 役員、職員及び第12条第4項ならびに第13条第4項に基づき委嘱された委員長又は委員は、理事長が前条第1項及び第2項に基づき講ずる措置を除き、申立人もしくは被申立人に不利益をもたらす行為をしてはならない。

(申立人の保護)

第20条 役員、職員及び第12条第4項ならびに第13条第4項に基づき委嘱された委員長又は委員は、この規程に基づき申立人の秘密を保持するとともに、理事長が第18条第2項に基づき講ずる措置を除き、申立人に不利益をもたらす行為をしてはならない。

(協力義務)

第21条 申立人、被申立人、役員及び職員は、予備調査委員会及び調査委員会の調査に協力しなければならない。

(守秘義務)

第22条 申立人、被申立人、役員、職員及び第12条第4項ならびに第13条第4項に基づき委嘱された委員長又は委員は、この規程に規定する研究上の不正の疑いの調査等に関して得られた秘密を漏らしてはならない。

附則

この規程は、平成19年3月29日より適用する

附則

この規程は、平成27年4月1日より適用する

附則

この規程は、平成29年11月27日より適用する

附則

この規程は、平成30年3月27日より適用する

別表 1

大分類	中分類	定義	保存期間
成果の公表	(1) 査読付論文	複数の査読者による論文全文に対する査読審査を経て採択された学術雑誌論文または学術会議論文	10年※
	(2) 査読無し論文	論文全文の査読はないが、論文の体裁（表題、著者名、所属機関名、抄録、本文、参考文献等）をとり、序論、方法、結果、考察、結論等で構成される国内外の雑誌論文または会議論文（(1),(3),(4)に該当しない論文。概要のみ査読された場合を含む）	10年※
	(3) 学会発表等その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口頭発表、ポスター発表を主とした国内外の概要論文、概要集、会議予稿集（概要を査読された場合を含む） ・ 学会誌等での寄稿、報告、依頼原稿 ・ 土技資の論説等 	10年※
	(4) 土研刊行物による成果の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土木研究所報告、土木研究所資料、共同研究報告書、寒地土木研究所月報等 	10年※
それ以外	研究成果として公表されていないものの、研究を進める上で実施する解析、実験、試験等に用いるデータ（電磁的記録も含む）		法人文書管理規程に示す年数に準拠

※保存期間は、その成果が公表されてから研究的並びに社会的価値を喪失するまでの期間をさし、後日の利用・検証に堪えるように適正な形で保存しなければならない。

- ・ 資料（文書、数値データ、画像など）の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後 10 年間とする。電子化データについては、メタデータの整理・管理と適切なバックアップの作成により再利用可能な形で保存する。なお、紙媒体の資料等についても少なくとも 10 年の保存が望ましいが、保管スペースの制約など止むを得ない事情がある場合には、合理的な範囲で廃棄することも可能である。
- ・ 試料（実験試料、標本）や装置など「もの」については、当該論文等の発表後 5 年間保存することを原則とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なもの（例：経時的に変化するもの、実験等で消費或いは変化して再現性を有しないもの）や、保存に多大なコストがかかるもの、再現性を有して容易に入手できるものについてはこの限りではない。

申立日 平成 年 月 日

研究倫理統括監 殿

所 属

連絡先

氏名

印

申立書

国立研究開発法人土木研究所の研究上の不正への対応に関する規程（平成 27 年規程第 20 号）第 7 条の規定に基づき、下記のとおり研究上の不正について申し立てます。

記

1. 被申立人の所属、氏名

所属

氏名

2. 研究上の不正の具体的な内容とその根拠

（ねつ造・改ざん・盗用の別およびその具体的な内容）

（対象となる研究成果物等）

（不正とする科学的な合理性のある理由）

研究倫理統括監 殿

所 属
連絡先
氏名

印

異議申立書

国立研究開発法人土木研究所の研究上の不正への対応に関する規程（平成 27 年規程第 20 号）第 9 条（第 1 3 条）の規定に基づき、平成 年 月 日付で通知された（予備）調査委員会の委員のうち、下記の者についての指名（任命）（委嘱）について異議を申し立てます。

記

1. 委員（長）名

2. 理由

委員長名 殿

所 属
連絡先
氏名

印

異議申立書

国立研究開発法人土木研究所の研究上の不正への対応に関する規程（平成 27 年規程第 20 号）第 9 条（第 1 3 条）の規定に基づき、平成 年 月 日付で通知された（予備）調査委員会の委員のうち、下記の者についての指名（任命）（委嘱）について異議を申し立てます。

記

1. 委員（長）名

2. 理由

(申立人・被申立人) 殿

(予備調査委員会 委員長名)

予備調査結果について (通知)

国立研究開発法人土木研究所の研究上の不正への対応に関する規程 (平成 27 年規程第 20 号) 第 10 条の規定に基づき、平成 年 月 日から平成 年 月 日まで実施した予備調査委員会の調査結果について、下記のとおり通知する。

記

- 一 申し立ての際に示された特定不正行為が行われた可能性

- 二 申し立ての際に示された科学的な合理性のある理由の論理性

- 三 申し立ての際に示された事案に係る研究活動の公表から告発までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについての合理的な保存期間、又は被申立人が所属する研究機関が定める保存期間を超えるか否かなど告発内容の合理性、調査可能性

(申立人・被申立人) 殿

(本調査委員会 委員長名)

調査結果について (通知)

国立研究開発法人土木研究所の研究上の不正への対応に関する規程 (平成 27 年規程第 20 号) 第 14 条の規定に基づき、平成 年 月 日から平成 年 月 日まで実施した本調査委員会の調査結果について、下記のとおり通知する。

記

一 研究上の不正の有無およびその認定根拠

二 被申立人の不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割

三 不正行為が行われなかったと認定される場合は、申立人の悪意に基づく申し立ての有無及びその認定根拠

予備調査委員会委員長 殿

所 属
連絡先
氏名

印

不服申立書

国立研究開発法人土木研究所の研究上の不正への対応に関する規程（平成 27 年規程第 20 号）第 10 条（第 16 条 or 第 17 条）の規定に基づき、平成 年 月 日付で通知された（予備）調査結果について、下記のとおり不服を申し立てます。

記

1. 不服申立に係る箇所
2. 理由

調査委員会委員長 殿

所 属
連絡先
氏名

印

不服申立書

国立研究開発法人土木研究所の研究上の不正への対応に関する規程（平成 27 年規程第 20 号）第 10 条（第 16 条 or 第 17 条）の規定に基づき、平成 年 月 日付で通知された（予備）調査結果について、下記のとおり不服を申し立てます。

記

1. 不服申立に係る箇所
2. 理由